

聴講生の募集に関する要項

1 趣旨

この要項は、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び社会に開かれた教育課程の実現をめざし、本校の特定の科目について履修を希望する社会人の方を聴講生として受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 聴講の方法

本校の教育課程に位置付けられた教科・科目のうちから、教育展開上支障のない範囲で社会人の方を聴講生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。授業で実施する実験や実習、レポート提出等については、原則として生徒と同様の扱いをします。

3 応募先・問い合わせ先

和歌山県立南紀高等学校 定時制課程
〒646-0024 田辺市学園1-88 Tel (0739)22-3776

4 募集に関する事項

(1) 募集期間 令和5年2月24日（金）～令和5年3月24日（金）

募集課程	教科	科目	授業日時	受入人数	聴講期間
普通科（昼間）	芸術	書道Ⅰ	毎週水曜日1・2限	3	令和5年4月～ 令和6年3月

普通科（昼間）の校時

1限 8:40～9:30 2限 9:40～10:30

(2) 受講開始日

令和5年4月19日（水）1限～

(3) 科目の内容等

科目名：書道Ⅰ

ア 科目の内容 … 硬筆、毛筆等の実技を中心に学習します。

イ 受講に当たっての前提条件 … 指定のテキストを使用します。

ウ 目標 … 文字を書くことを通じて、文字の持つ様々な意味を感じとり、文字を尊重する気持ちを育む。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

聴講生として応募することのできる方は、県内に在住又は勤務する方で、学習意欲があり、次に掲げるいずれにも該当しない方とします。

- ① 現在、義務教育段階の普通教育を受けている方
- ② 未成年者で、聴講の申請にあたって、その保護者の同意を得ていない方
- ③ 高等学校の秩序を乱すおそれがあると認められる方
- ④ 他の高等学校に在籍している方

(2) 応募方法

「聴講承認申請書」に必要事項を記載し、本校に提出してください。

なお、「聴講承認申請書」の提出に当たっては、事前に本校に連絡の上、必ず聴講を希望される本人が持参してください。

提出場所：本校事務室

提出日時：前記4（1）に示した募集期間の平日午前9時～午後4時

※1 「聴講承認申請書」の提出に当たっては、県内に在住又は勤務していること及び生年月日を証明する書類を持参してください。

県内在住が証明できる書類：(例) 住民票、自動車運転免許証、健康保険証等

県内在勤が証明できる書類：(例) 勤務地が明記されている社員証等

※2 諸連絡を行うために「まちこみメール」の登録をお願いします。

6 聴講の承認

(1) 方法

「聴講承認申請書」の記述内容の審査や面接の実施など、必要な選考を行った上で、聴講の承認の可否を決定します。

※本校においては、提出書類の審査を行います。

なお、聴講申請者が受入人数を上回った場合には、抽選で決定します。

7 聴講までの手続き及び費用

(1) 聴講の承認の連絡

令和5年3月27日（月）以降、聴講申請者全員に結果を連絡します。

※申請時に登録いただいた「まちこみメール」で、連絡いたします。

(2) 聴講にかかる費用

ア 授業料 3,480 円（年間）

受講開始日までに納付してください。方法については、納入通知書により最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行、コンビニは除く）の窓口にて、納期限までに納付してください。

イ テキスト代等

2,031 円 内訳（テキスト 531 円、材料費 1,500 円）

テキストは受講開始日までに多屋孫書店にてご購入ください。

材料費は受講開始日までに本校の担当者へお支払いください。

すでに納付したテキスト代等については、特別の理由がある場合を除き、返金しかねますので了承願います。

8 修了の認定

(1) 認定方法

聴講の出席状況及び実験や実習、レポート提出等を含めた取組状況等から、聴講の成果が当該科目の目標に照らして満足できると認められる場合には、当該科目の聴講について修了を認定します。

(2) 聴講修了証書等の発行

本校での聴講を修了したと認められた方には、聴講修了証書を交付します。

なお、聴講（修了）証明書の交付に当たっては、県の条例に基づき、手数料（1通410円 令和5年2月10日現在）が必要になります。

9 聴講の承認の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、聴講の承認の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がないのに引き続き1月以上出席しないとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により聴講の承認を受けたとき。
- (3) 高等学校の秩序を乱し、その他聴講生としての本分に反したとき。
- (4) 納期限までに授業料等を納付しないとき。
- (5) 学則及びその他の規則に違反したとき。
- (6) 高等学校における教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (7) その他校長が聴講の承認の取消しが必要と認めるとき。

10 その他注意事項

- (1) 本校敷地内は禁煙です。
- (2) 校内では本校が準備する名札を着用してください。
- (3) 自動車での登校はできません。
- (4) 学校における結核対策として、聴講を承認された方は、1年以内に実施した胸部エックス線検査で、結核等の所見がないことを証明した書類を提出願います。